

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する「公立大学法人福島県立医科大学附属病院院内物流管理業務委託」に係る条件付一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 公立大学法人福島県立医科大学附属病院院内物流管理業務委託 一式
- (2) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島市光が丘1番地）
- (3) 仕様等 公立大学法人福島県立医科大学附属病院院内物流管理業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 応募者は、仕様書のすべての業務を実施可能な者とする。
- (2) 福島県（以下「県」という。）の定める「物品購入競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 本学及び県から工事請負契約又は業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。
- (8) 法人等又はその役員（法人でない団体に代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）。
 - イ 役員等に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。

- (9) 役員等が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (10) 500床以上の病院において、診療材料、医薬品、検査試薬の一括調達業務を含む物流管理業務を3年以上継続委託している実績を有していること。
- (11) 本業務を受託するに当たり、関係法令に基づく資格等を有していること。
ただし、本業務稼動前に関係法令に基づく資格等を取得する場合において、その内容や計画の提出があった場合は、この限りではない。
- (12) 緊急時に対応が可能な体制を整えられること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 提出書類

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格を受けるため、「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に次の書類等を添付し、下記（3）に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格は得られない場合がある。

ア 履行証明書（様式2） 1部

- ・500床以上の病院で診療材料、医薬品、検査試薬の一括調達業務を含む物流管理業務を3年以上継続して受託している証明書に受託病院の証明印を受けたもの。

イ 個別原価取得証明書（様式3） 1部

- ・500床以上の病院において、手術等で使用した全診療材料及び医療消耗品の患者別消費実績を院内消費金額全体の約70%～75%把握していることの証明書に受託病院の証明印を受けたもの

ウ 会社概要 1部

本社所在地、支店・営業所在地、設立年月日、資本金、配送センター所在地・設置年月日、従業員数、関連会社、財務諸表（直近決算の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）等を明記すること。

(2) 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学附属病院医事課
電話024-547-1030

(4) 提出方法

郵送又は持参による。郵送による場合も、令和7年3月10日（月）午後5時まで必着とする。

(5) その他

資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5 入札参加資格の通知

入札参加予定者の入札参加資格の有無を確認後、入札参加予定者に「条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式4）」により通知する。

6 仕様書等に対する質問書及び回答

(1) 受付期限

令和7年3月5日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

入札説明書の「入札仕様書等に関する質問書」（様式7）を直接受付場所に持参すること。これ以外の方法による質問には対応しない。

(3) 受付場所

4の（3）に掲げる場所に同じ。

(4) 回答予定日

令和7年3月7日（金）

(5) 回答方法

「入札仕様等に関する回答書」（様式8）により回答する。

7 入札書に関する事項

(1) 入札書（様式5）は、封書に入れて密封し、かつ次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [令和7年3月17日開札「公立大学法人福島県立医科大学附属病院院内物流管理業務委託」の入札書在中]

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付き一般競争入札資格確認通知書（様式4）の写し

イ 委任状（様式6） ※代理人出席の場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 契約期間の委託料の総額を記載すること。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

8 入札保証金

契約細則第9条第1項第2号の規定に基づき入札保証金は免除する。（「入札保証金納付免除申請書（様式9）を提出することとし、入札保証金の減免については落札者に「様式10」により通知する。）

ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

9 入札方法に関する事項

(1) 入札は、次により行う。

ア 入札日時

令和7年3月17日（月）午前10時00分

イ 入札場所

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学 附属病院2階 カンファランス2

ウ 郵便による入札及び入札日時前に入札書提出による入札は認めない。

- (2) 入札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 入札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が入札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができる。

10 落札者の決定及び公表について

ア 開札したときは、直ちに入札書の記載事項を確認し、無効の入札を行った者があった場合には、当該落札者名及び無効の事由を入札場所で発表する。

イ 同じ価格をもって入札した者が2以上あるときは、くじにより順位を決定する。

ウ 無効の入札を除き、予定価格の範囲内でかつ最低の価格を持って申し込みをしたものを落札者とする。

エ 落札者がいないとき、または再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約に移行する場合がある。

11 入札心得

(1) 入札者は、公立大学法人福島県立医科大学附属病院院内物流管理業務仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結する又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 入札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、入札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、入札の前後を問わず書換え、引き換え又は撤回をすることができない。

1.2 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1.3 入札者の無効等

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

1.4 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

1.5 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）について、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、すみやかに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 契約書は、別添契約書（案）のとおりとする。

1.6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1.7 契約の内容

契約書（案）による。

1.8 その他

- (1) 受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。
- (4) 入札者は、入札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 本件入札は、その契約に係る予算が承認され、令和7年4月1日以降で予算執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

別記

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。
- （3）試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあつては100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。
 - （1）福島県債証券 額面全額
 - （2）国債証券 額面全額の10分の8
 - （3）地方債証券（福島県債証券を除く） 額面全額の10分の8
 - （4）理事長が確実であると認める社債権 時価の10分の8